

欧米諸国における既存規制の見直し等の状況

国名	見直し等の状況
オーストリア	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦撤廃法（Federal Repeal Act (1999)）はギロチン手法（“guillotine technique”）により、1946年1月1日以前の連邦法令（laws & ordinances）を原則として廃止するとともに、互いに関係する条文等の再構成を実施。 ・連邦撤廃法の施行準備過程においては、連邦大法官（Federal Chancellery）の下の憲法府（Constitutional Service）が約500の連邦法令（法律：約300、命令：約150）の見直しを実施（全連邦法令の約20%に相当）。 ・規制緩和法（Deregulation Law (2001)）により、連邦当局に対して、個別の法改正に先立ち、①改正対象となる法律や特定の条項が本当に必要なものであるか、②時代に合ったものであるか、③法目的が他の手段によって達成できないのか、について確認することを義務付けている。 ・なお、サンセット条項（ある一定の時期に自動的に法令の効力を失わせしめたり、見直しを要請する条項）は原則として不採用。
ベルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年、連邦議会は、時代遅れの規制の廃止を目的とした法律を採択。 ・規制の合理化のためのアクションプランの一環として、政府は、議会の法規委員会（Legislative Committee）に時代遅れの条文の特定作業を付託。 ・これを受け、2008年4月、政府は156の時代遅れの条文を廃止し、同年6月には、42の条文を廃止。廃止された条文が属する分野は多岐にわたる（経済、雇用、福祉、農業、狩猟、漁業及び都市計画）。 ・既存法の事後評価を目的として、2007年4月、法規監視委員会（Parliamentary Committee for Legislative Monitoring）を設立（ただし、活動開始は2010年2月）。 ・法規監視委員会は、施行後3年以上経過した法律について、法律の執行上の問題点（①法律が複雑である、②法律に抜け穴が存在する、③法律に一貫性が欠如している、④法律の文言が曖昧である、⑤法律に矛盾が存在する）を特定し、法目的を効率的に達成できたかについて評価する責務を負う。 ・なお、サンセット条項は原則として不採用。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・1980年代の規制緩和プログラムにより、ビジネス部門における競争性に有害な規制の撤廃を行った結果、2000もの規制が減少。 ・法律の統合化作業もある程度進捗しており、2008年には92の統合法（consolidated acts）が施行され、2009年の第1四半期には、32の統合法が施行された。 ・2000年、政府は、既存法の経済的・行政的な影響や法目的の達成具合を事後的に精査する法監視手続（a law surveillance procedure）を構築。関係省庁は報告書を議会の関係委員会に提出することとされている。
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・体系的な既存の規制の見直しの動きなし。 ・サンセット条項は原則として不採用。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・1989年9月に設置された、首相を議長とする高等法典化委員会（Higher Codification Commission）により、その当時効力を有する法律の40%超が約70の法典に整理統合（約10の新規法典を含む）。 ・2003年以降、数次の合理化法（simplification laws）により、法令の簡素化・合理化を実施。 ・法律の中には当該法律の執行状況について議会に対して報告書の提出を義務付ける条項を盛り込んだものも存在する（その後、見直しが実施される）。 ・なお、サンセット条項は広くは採用されていない。

ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> • 2004 年以降、連邦政府は重複した規制を廃止するために 11 の法律を施行して、1040 もの連邦法令を撤廃した（第 2 次世界大戦後の占領時に採用された法律及び東西ドイツ統一に関連する過渡的な法律を含む）。 • 2009 年には、合理化法（Simplification Act）により、環境政策に関連する 85 の法令を撤廃した。 • これらの結果、法律は 2,039 から 1,728 に減少し、命令は 3,175 から 2,659 にまで減少した（2009 年 3 月現在）。また、同時期において、効力を有する個別の規制数は、86,334 から 83,044 に減少した。 • 規制の合理化は、約 950 の法律用語、ドイツ帝国時代にまで遡る概念、ドイツ基本法（the Basic Law）以前の規制の撤廃を含む。 • なお、サンセット条項は原則として不採用。
アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> • 司法長官府（Attorney General's Office）、首相府（Department of the Taoiseach）及び法規改革委員会（Law Reform Commission）が、2005 年法令改正法（Statute Law Revision Act）、2007 年法令改正法、及び 2009 年法令改正法により、合わせて 4,500 超の 1922 年（アイルランドの建国年）以前の法令を廃止。 • 法令の廃止に当たり、法令改正（statute law revision）、法令リステイメント（statute law restatement）及び法令統合（consolidation）といった 3 つの手法を活用。
ルクセンブルク	<ul style="list-style-type: none"> • 過去、数次の法典化作業を実施。 • サンセット条項は原則として不採用。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> • 体系的な既存の規制の見直しの動きなし。
ポルトガル	<ul style="list-style-type: none"> • 2006 年以降、数多くの法令を整理統合。 • 近年、新設規制につき、限定的ではあるがサンセット条項の採用を開始。
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> • 体系的な既存の規制の見直しの動きなし。 • サンセット条項は原則として不採用。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> • 1970 年代後半より、国の政府機関による規制の法典化を実施した結果、104 の機関にわたる 65 の法典に集約化。 • 1980 年代、数百もの規制を無効化するギロチンルールを執行。政府は 1986 年 7 月までに全ての国の政府機関に対して規制の登録を要求し、登録のなされなかった規制は自動的に無効となった。 • その後、新設法や改正法はそれらが採択された日のうちに登録することが義務付けられた。 • 登録制度は新規規制の増加を遅らせる間接的効果もあり、1996 年までに規制の数は飛躍的に減少した。 • 個別の委員会（Committees of Inquiry）も租税の分野などにおける規制の包括的な見直しのために活用されている。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> • 体系的な既存の規制の見直しの動きなし。

アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領令 12866 (1993 年 10 月 4 日発出 (※1)) に基づき、既存の規制の見直しのために 3 つの方法が採用されている。 ・まず、大統領令 12866 の第 5 条により、規制当局に対して、大統領令で規定された規制のための一般原則 (「規制の便益がコストを正当化する場合にのみ規制が許容される」、「規制に代わる手段を考慮する」など) に沿って、重要な (significant) 既存の規制について、その修正や廃止の可否を決定するために定期的見直しに着手するよう指示している。 ・第 2 に、行政管理・予算庁 (Office of Management and Budget) の情報・規制問題室 (The Office of Information and Regulatory Affairs (※2)) が修正を要する規制の特定のために、規制当局からの代表者等から構成される規制ワーキンググループ (Regulatory Working Group) と協働して規制の見直しを行うこととされている。 ・第 3 に、副大統領の主導の下、1993 年に全国規模の実績見直し (National Performance Review) が実施され、1996 年までに、連邦行政命令集 (Code of Federal Regulations) の総頁の 40% について削除又は修正がなされている (16,000 頁が削除され、31,000 頁が修正されている)。 <p>※1) クリントン政権時に出され、ブッシュ政権時に修正・追加がなされているが、現オバマ政権の大統領令 13497 (2009 年 1 月 30 日発出) により、ブッシュ政権時になされた修正・追加が削除されたため、オリジナルの大統領令に戻されている。なお、大統領令 13563 (2011 年 1 月 21 日) が、大統領令 12866 を補完し、再確認するものとして発出され、大統領令 12866 と同様、規制官庁に対して、重要な既存の規制の定期的見直しに着手するよう指示している。</p> <p>※2) 50 人程度の専門家により構成される組織。全ての職員が大学院レベルの学位を保有し、経済(economics)、法律(law)、政策分析(policy analysis)、統計(statistics)、情報技術(information technology)を専門とする職員により構成される。</p>
------	--

(出典【事務局による仮訳】: OECD 「Better Regulation in Europe HIGHLIGHTS」 (2010)、各国 (アメリカを除く) の OECD 「Better Regulation」 (2010)、OECD 「Regulatory Reform in the United States」 (1999)、OIRA ウェブサイト: <http://www.reginfo.gov/public/jsp/Utilities/faq.jsp>)